

船舶事故調査報告書

平成26年1月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年9月15日 06時53分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市伊島東岸 佐世保市所在の黒島港沖防波堤東灯台から真方位353° 2,700m付近 (概位 北緯33° 10.3′ 東経129° 31.5′)
事故調査の経過	平成25年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 703SEIRA、19トン NS2-13578（漁船登録番号）、株式会社カイユウ 18.30m (Lr) × 4.16m × 1.54m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数150、昭和60年5月16日 第292-47273号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年3月18日 免許証交付日 平成24年10月2日 (平成30年3月17日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船底中央部外板に破口を伴う擦過傷、プロペラ翼に曲損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、船長が単独で操船を行い、平成25年9月15日03時00分ごろ長崎県平戸市生月島北西方約17海里の漁場を発進し、佐世保市太郎ヶ浦漁港に向かった。 本船は、06時00分ごろ平戸市青砂埼西方沖を南進中、船長が、針路を佐世保市所在の沖ノ穴瀬灯浮標の東側に向け、背もたれのある操縦席に座って左膝で舵輪を固定した状態とし、手動操舵により、約9ノットの対地速力で南南西進した。 本船は、青砂埼南南西方沖を通過し、船長が、もうすぐ家に帰れるという安堵感を持ち、同じ姿勢で操船していたところ、居眠りに陥り、06時53分ごろ伊島東岸に乗り揚げた。 船長は、衝撃で目を覚まし、機関を中立にするとともに、所属会社

	<p>に連絡を行い、僚船が本船の離礁作業を行ったものの、離礁できず、所属会社の所有する小型船が、本船乗組員の移乗作業を行うことになった。</p> <p>船長及び甲板員は、小型船が本船への接舷作業中に本船と同じ海岸に乗り揚げたことから、移乗を断念し、小型船の乗組員と共に伊島東岸に上陸後、海上保安庁要請の長崎県防災ヘリコプターで救助された。</p> <p>本船は、17日にサルベージ船により、引き下ろされ、造船所に曳い航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約7m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本船は、^{まき}旋網船団の運搬船であり、満月前後の4日間及び荒天日が休漁日になっており、帰港後は休日となっていた。</p> <p>船長は、通常の操業では平均8時間の睡眠をとっていたが、本事故当時は、漁獲量が多く、12日は3時間の睡眠であり、13日から14日早朝にかけては徹夜で操業を行い、14日の04時00分ごろから17時00分ごろまで、途中で食事をとりながら、睡眠をとって夜間操業を行い、操業を終え、15日03時00分ごろ帰るための航行を始めていた。</p> <p>船長は、睡眠や休息時間が不規則であり、多少の疲れを感じていた。</p> <p>船長は、本船の操船を全て1人で行っており、広い海域を航行するときは、日頃から、操縦席に座って左膝で舵輪を固定して操船していた。</p> <p>甲板員は、操縦免許がなく、航海当直に就くことはなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、冷房を入れ、操舵室の窓は閉め切っていた。</p> <p>本船に、船橋航海当直警報装置はなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、青砂埜南南西方沖を手動操舵で南南西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、伊島東岸に向けて航行し、伊島東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、背もたれのある操縦席に座り、左膝で舵輪を固定した状態で操船中、疲れを感じていたものの、同じ姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、青砂埜南南西方沖を手動操舵で南南西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、伊島東岸に向けて航行し、伊島東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単独で長時間の操船を行う場合、同じ姿勢を続けず、立って操船したり、コーヒーを飲んだり、ガムを噛むなどしたりして居眠りに陥らないようにすること。・ 疲れを感じた場合は、甲板員を見張りにつけるなどして居眠り防止に努めること。・ 船橋航海当直警報装置の設置が望ましい。
-----------	---